

県外の医療機関で
ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種(定期接種)を希望される方へ

美波町健康増進課

専門学校や大学、就職等のやむを得ない事情により、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種(定期接種)を徳島県外で希望される場合、事前に手続きをしていただくことにより、接種にかかる費用の払い戻し(償還払い)を受けることができます。

< 予防接種費用助成の流れ >

1 予防接種実施依頼書の発行をお申込みください

「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種実施依頼書発行申請書」に必要事項を記入のうえ、美波町健康増進課へ郵送するか、ご持参ください。

※あらかじめ接種希望の医療機関に、住民票が美波町にあることをご説明いただき、予防接種の受け入れが可能かどうかご確認のうえ、提出してください。

※定期接種の対象となる HPV ワクチンは、2 価ワクチン(サーバリックス)と 4 価ワクチン(ガーダシル)です。

2 予防接種実施依頼書を発行します

発行申請書を受理後、「予防接種実施依頼書」と「予防接種済通知書」を申請者に郵送します。(2週間程度かかります。)

3 県外医療機関で予防接種を受ける

- ① 予防接種実施依頼書、予防接種済通知書、予診票を医療機関に提出し予防接種を受けてください。
- ② 母子健康手帳に予防接種の記録を記載してもらってください。
- ③ 接種費用は一旦、全額ご負担いただき、医療機関から被接種者氏名、接種日、予防接種費用が明示されている領収書を受け取ってください。

4 償還払い(接種にかかった費用の払い戻し)の申請をしてください

接種後、「予防接種償還払い申請書」に必要事項を記入し、領収書(原本)を添付のうえ、美波町健康増進課へご提出ください。

【注意事項】

領収書(原本)は予防接種償還払いの申請に必要ですので、大切に保管してください。

書類提出先・お問い合わせ先

〒779-2305 徳島県海部郡美波町奥河内字井ノ上 13-2

美波町医療保健センター

健康増進課 予防接種担当

TEL : 0884-77-3621